

青森公立大学国際交流委員会規程

平成21年4月1日

規程第19号

改正 平成23年 3月規程第 8号

(趣旨)

第1条 この規程は、青森公立大学国際交流委員会の設置、組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 青森公立大学（以下「本学」という。）に青森公立大学国際交流委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第3条 委員会の所掌事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 海外の諸大学及び研究機関との交流に関すること。
- (2) 外国人教員及び外国人研究者の受入れ並びに本学教員の海外派遣に関すること。
- (3) 外国人留学生の受入れ及び本学学生の海外派遣に関すること。
- (4) 前3号に掲げる事項の処理に係る財務に関すること。
- (5) その他国際交流に関すること。

(組織)

第4条 委員会は、委員長、副委員長及び委員（次条において「委員長等」という。）をもって組織する。

- 2 委員長は、学長が指名する教員職員（学部長及び研究科長を除く。第4項において同じ。）をもって充てる。
- 3 副委員長は、委員長が指名する事務職員（事務局長を除く。次項において同じ。）をもって充てる。
- 4 委員は、委員長が青森公立大学部局長会議規程（平成21年規程第13号）に基づく部局長会議の承認を得て指名する教員職員及び事務職員をもって充てる。

(任期)

第5条 委員長等の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員長等に欠員が生じた場合の補欠の委員長等の任期は、前任者の残任期間とする。

(職務等)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、委員会の議長となり、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

(委員以外の出席)

第7条 学長、学部長、研究科長及び事務局長は、委員会に出席して意見を述べることができる。

2 前項の規定による場合のほか、委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ、説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、事務局教務学事グループにおいて処理する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年規程第8号)

(施行期日)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。